

# 宗教的中立性の原則からみた宗教教育について

立花 希一

## On religious education through the principle of religious neutrality

Kiichi TACHIBANA

### Abstract

This paper considers religious education through the principle of religious neutrality which should be compared with the principle of political neutrality, on which I have published my note in the English journal, *Learning for Democracy*, Vol. 2, No. 3, 2006, Critical Press (its Japanese version is included in this paper).

Since citizens must have political knowledge, political education is necessary both in public and private schools. The principle of political education may be compatible with the principle of political neutrality if pupils are encouraged both to think critically and to choose from a plurality of opinions based on their reason and conscience.

As opposed to political education, education pertaining to religion should be left mainly to individual families. Even school education pertaining to basic facts about religion (let alone denominational education) will almost certainly fail to be neutral, and for this reason should be kept to a minimum. Thus religious education and political education are asymmetrical.

キーワード：政治的中立性, 宗教的中立性, 宗教教育 (宗派教育, 宗教的情操教育, 宗教知識教育), 教育基本法

**Key words** : political neutrality, religious neutrality, religious education (denominational education, inculcation of religious sentiment, religious knowledge education), the Fundamental Law of Education

### I. 教育における政治的中立性と宗教的中立性

教育において、なかでも特に政治教育と宗教教育において、中立性の原則 (the principle of neutrality) はもっとも重要な原則のうちのひとつである<sup>1</sup>。信教の自由および政教分離の原則が規定されている日本国憲法第20条の第1項には、「信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない」とあるが、この20条の全体は、「宗教的中立性」の原則および「政治的中立性」の原則も明確に述べたものと解釈できる。第20条全文は下記の通りである。

第20条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障す

る。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

この規定は、戦前の「国家神道」が、国から特権を受け、政治上の権力を行使したことの反省に立った文言であることは言うまでもない<sup>2</sup>。

「教育の憲法」ともいわれた教育基本法 (1947年施行) では、教育における政治的中立性と宗教的中立性について、それぞれの条項を立てて規定されていた。

1 他の重要な原則として、「個人の尊厳」、「真理」、「正義」、「自由」、「平等」、「人格の完成 (full development of personality)」などが挙げられるだろう。

2 religionsが「宗教」と訳されるようになって以後、宗教とみなされたものは、例えば、キリスト「教」、ユダヤ「教」、イスラム「教」、ヒンズー「教」のように、「教」を語尾に付加することによって、それらが宗教であることが明確に示されるようになった。江戸時代に「官学」とされた儒学は、儒「教」となったし、「仏教」という言葉もその当時の造語である。ところが、神道だけは、「教」が付加されなかったが、その理由を拙文で述べたことがある。一言で言えば、明治政府は、皇室神道・神社神道・教派神道をすべて「神道」として一つにまとめて、宗教ではないとすることによって、しかも、国家神道を国民道徳とみなして、それを臣民に強制するためであった。拙稿、「神道はなぜ「神教」あるいは「神道教」と呼ばれていないのだろうか?」、『ばっけ』、第53号、放送大学秋田学習センター、2010年5月、参照。

(政治教育)

第8条 良識ある公民たるに必要な政治的教養は、教育上これを尊重しなければならない。

2 法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。

(宗教教育)

第9条 宗教に関する寛容の態度及び宗教の社会生活における地位は、教育上これを尊重しなければならない。

2 国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。

どちらの条文も、第2項が中立性の原則を明確に述べたもので、しかも同様のつくりとなっている。この教育基本法(旧教育基本法)は、第一次安倍内閣のとき(2006年12月)に変更され、現行の教育基本法(新教育基本法)となった。しかしながら、政治教育に関する規定については、新教育基本法では、第8条から第14条に移り、第1項は、言い回しが若干、変更されたものの、意味内容はまったく変わっていないと断定できる変更である(英語に翻訳する場合には、まったく同じ訳文になるであろう)。新教育基本法の制定をめぐっては、賛否の激しい議論があったが<sup>3</sup>、中立性の原則を述べた第2項は一字一句まったく変更されなかった事実を鑑みると、「中立性の原則」がきわめて重要であるとの認識では一致していたものとみられる。あまりにくどいと思われるかもしれないが、重要な論点なので、新旧の条文を併記することにしよう(変更部分を下線で示す)。

旧教育基本法

(政治教育)

第8条 良識ある公民たるに必要な政治的教養は、教育上これを尊重しなければならない。

2 法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。

新教育基本法(現行教育基本法)

(政治教育)

第14条 良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。

2 法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。

ところが、この中立性の原則が、ある意味、悪名高いのも事実である。というのも、「言うは易く行うは難し」の諺通り、この原則に言及するのは容易だが、それに従うことは困難なばかりではなく、この原則は機能しなるとすらみなされたりするからである<sup>4</sup>。そこで、教育における政治的中立性の原則について、それをうまく機能させるための方策を示した拙稿を公表したことがある<sup>5</sup>。そこでの教育における政治的中立性の議論は、教育における宗教的中立性を考察するうえでも、関連する重要な議論を含んでいると思われるが、その拙稿は英語で書かれたものなので、先ず、その和訳を本稿に掲載することにした<sup>6</sup>。しかも、上述したように、政治教育に関する条文においては、新旧の意味内容はまったく変更がないので、旧教育基本法の条文を用いた英文の拙稿での議論に対する新教育基本法の影響はまったくないと言える。

## II. 教育における政治的中立性<sup>7</sup>

### 思想と行為の峻別

ジョン・スチュアート・ミルは、『自由論』のなかで、自由に関する整合的な自説を展開する際、思想(thought)

3 特に賛否の議論が激化した、愛国心・愛郷心教育の導入については、この導入を否定的に受け取るのではなく、むしろ戦前の「愛国心」概念の払拭の好機にする提案を行ったことがある。拙稿、「『愛国心』概念の転換に向けて——明治憲法体制下の教育によって形成された「愛国心」概念の払拭——」、『比較思想研究』、第34号、別冊、比較思想学会、2007年、29-32ページ。

4 この原因のひとつに、中立を「中間」とみなす誤解があると思われるが、この誤解は今でも続いている。一例を挙げると、藤原聖子は、中立をまさに「中間」、「中間点」とみなす観点から、宗教的中立性を論じている。この議論から引き出されている氏の帰結が、宗教的中立性の原則にあくまでも価値を置いているのか、それとも、(実行不可能だとみなされる)「宗教的中立性」の有効性に疑問を投げかけ、それを蔑ろにしてもよいとみなしているのか、定かではない。藤原聖子、『教科書の中の宗教——この奇妙な実態』、岩波新書、2011年、220-222ページ。本稿、II. 教育における政治的中立性、の議論と比較していただきたい。

5 Kiichi TACHIBANA, Note: On Political Neutrality in Education, *Learning for Democracy*, Vol. 2, No. 3, 2006, Critical Press, pp. 73-77.

6 注5の通り、掲載誌は、*Learning for Democracy*, Critical Pressである(訳出にあたっては、掲載誌に言及することが要請されているので、それに応えて、ここで言及した)。

7 注5、6でも言及したが、この箇所は英文の拙稿を逐語的に和訳したものである。但し、注については、若干、新しい注を付加した。その場合、「新注」と表記した。

と行為 (action) を峻別し、思想の自由は無制限であるが、行為の自由は、危害原理 (principle of harm) に基づいて制限されるべきだとみなしている (Mill, 1980[1859])。ミルによれば、「思想」と「行為」は、まったく異なる概念であって混同してはならないものである。例えば、政治的活動 (political activity) に適用可能な制限規則を用いて、思想の自由を制限することは、原理上、不可能であって、このような制限の試みは正当化不可能とみなさなければならないのである。なぜなら思想の自由と行為の自由は、まったく異なるカテゴリーに属するからである。教育の場面においても、ミルのような思想と行為の峻別は、思想の自由と政治的活動にとって重要な観念である。

### 政治的中立性とは

日本における教育基本法は、第二次世界戦後間もない1947年に施行された。その第8条が政治教育に関する規定であるが、それは2項からなっている<sup>8</sup>。

第8条 良識ある公民たるに必要な政治的教養は、教育上これを尊重しなければならない。

2 法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。

第1項では、政治的教養、政治的教育の重要性が謳われているのに対して、第2項では、ある種の政治教育を制限するような規則が盛り込まれている<sup>9</sup>。そこで、第1項と第2項の両者の関係はいったいどうなっているのかという疑問が生じる。この第8条をどう理解するかという問題が、思想の自由と政治的活動の問題と密接に関わることは明瞭である。この二つは矛盾しないばかりか、むしろ、思想の自由の保障および政治教育にとって不可欠なものであることを以下で議論するつもりである。思想の自由——それは当然、言論の自由 (批判の自由) を内包するが——は、ポパーが指摘するように、民主主義

の核心である。

思想の自由および自由な討論は、さらにこれ以上のいかなる正当化も実際に必要としない究極的な自由主義的価値 (ultimate Liberal values) である。

(Popper, 1963, p. 352)

またポパーは、自由民主主義 (liberal democracy) を実質的ないし経済的民主主義と対比させて、形式的自由——それには思想の自由が必ず含まれる——の重要性を強調している。

この「単なる形式的自由」、すなわち、人民が自らの政府を審判し解職する権利である民主主義は、われわれが政治権力の誤用に対して身を守ろうとする唯一の知られた装置である。それは被支配者による支配者のコントロールである。そして政治権力は経済力を制御しえるのだから、政治上の民主主義は、被支配者が経済力を制御できる唯一の手段でもある。民主的なコントロールがなければ、政府は政治権力ならびに経済力を市民の自由の保護とはひどく異なる諸目的のために行使すべきではないとする理由がまったく存在しえなくなってしまうのだ。

(Popper, 1966[1945], p. 127)

各人は、思想としてなら、たとえそれが邪悪な思想と思われたとしても、どんな思想をもつことも制限されない自由をもっている。特定の思想をもっているというだけの理由で何人も抑圧してはならないというのが基本的人権のひとつである。1947年に施行された日本国憲法もこの基本的権利を保障している。政治的見解も当然、こうした思想のなかに含まれる。各人は、市民として、自分の政治的見解をもつことが求められており、しかもそれを表現する権利をもっている。各人は、自分の置かれた社会的・歴史的状況に基づいて何らかの政治的見解をもち、その政治的見解を各人の良心、自己決定、自己

<sup>8</sup> 新注：この拙稿を掲載した *Learning for Democracy* が出版された2006年10月の時点では、新教育基本法はまだ成立していなかった (2006年12月施行) ので、旧基本法の条文になっているが、これも、変更せずに訳出した。

<sup>9</sup> 新注：佐々木幸寿によれば、教育と政治の関係について解釈上の曖昧さが生まれ、教育現場において政治的な事項に取り組むことに消極的になる傾向を生み、政治教育に対して教員を委縮させる結果をもたらしたことは、研究者のほぼ一致した認識となっているという。佐々木幸寿、柳瀬昇、『憲法と教育』第二版、学文社、2009年、85ページ。しかしながら、教育現場での委縮した消極的な政治教育の姿は、この条文の誤解から生まれた悲劇・不幸であり、筆者のような解釈をすれば、佐々木が目指す「単に、政治的事象についての知識・理解にとどまらず、批判力等を含むものであり、国家社会の問題に主体的にかかわっていくために必要とされている資質」(83ページ)を涵養するような積極的な政治教育を推進させることができるはずである。この点で、佐々木の次の指摘も特筆に値しよう。第2項が禁止している「政治教育その他政治的活動」とは、「学校」が主体となって行われるものであり、個人として行われる教員の行為は本条の対象ではない (84ページ、傍点引用者) という指摘である。

<sup>10</sup> したがって、何人も道徳的決定とそれに伴う責任から逃れることはできない。万人が道徳的主体なのだ。

責任において自分のものとみなすのである<sup>10</sup>。

憲法の精神に則った、このような権利を尊重し保障する教育を奨励するのが、第8条第1項である。この第1項を、「政治的教養の涵養」の原則と呼ぶことにしよう。第2項は、一見すると、この原則と抵触するように思われるかもしれない。「してはならない」と書かれているので、政治的見解を制限しているようにも読めるからである。しかしながら、事態はその逆である。

この説明には若干の予備的考察が必要である。第2項を、「政治的中立性」の原則と呼ぶことにする。政治的中立性とは何か。政治とメタ政治を区別するとそれが理解しやすくなるだろう。そこで手短かにこの二つの区別を考察する。政治的活動は現実世界での働きである。例えば、選挙のために投票所へ行って投票用紙に特定の候補者の名前を書いたり、他のひとびとに対してその特定の候補者に投票するようにお願いしたり訴えたりすることなどが、政治的活動の世界、すなわち、「政治的世界」で生じる出来事である。他方、このような政治的活動を考察・分析して、政治理論を構築したり、政治理論を批判的に検討したりすることは政治学 (political science) の仕事である。政治学や政治理論は政治に属するのではなく、メタ政治に属する。

したがって、政治的中立性の原則は、政治的規則ではなく、メタ政治的規則である<sup>11</sup>。というのは、この原則は、政治的世界における何らかの特定の政治的立場を表明するものではなく、政治的活動や政治的見解について語っているものだからである。

さて、政治的中立性の問題に戻ろう。今から半世紀ほど前に、丸山真男は適切にも、次のように指摘していた。

よく左右いずれにもかた寄らないということが、良識というふうに言われています。ところが、よく考えてみると、左か右かまん中かという政治的立場は、実は良識とか非常識ということには関係がない。……ところが、良識か非常識かということと、政治的にまん中が良識であるということが、いつも混同されます。

(Maruyama, 1996a[1957], p. 146)

物事はそう簡単にはイエスかノーかきめられないのだ、もっとよく研究してからでなければなんともいえ

ないという名目の下に、いつも決断を回避することが学者らしい態度だという考え方がかなり強い。あるいは対立する政治的争点に対してあれももっとも、これももっとも、逆にそれを裏返しとして、あれもいけない、これもいけないということで、結局具体的な争点に対して明確な方向性を打出すことを避ける態度をもって、良識的であるとか、不偏不党であるとか考える評論家やジャーナリストもかなりいるようであります。……世上いわゆる良識者は対立者にたいしてフェアであるということ、どっちつかずということと混同しているのではないのでしょうか。

(Maruyama, 1996b[1960], p. 309)

政治的中立のようにみえる立場は、一見すると、教育基本法第8条、第2項で規定されている政治的中立性の原則に従っているように見えるかもしれないが、この立場は、非政治的 (apolitical, non-political) な立場であって、政治的中立性の原則に依拠するものではまったくない。さらに、この立場は、第1項で規定されている、政治的教養の涵養の原則とも相容れない立場である。なぜなら政治的教養の涵養の原則は、各人が自己の責任において政治的見解をもつことを求めているからである。

車のギアチェンジで、「ニュートラル」というと、前進と後進のどちらでもない、中間の状態を指すが、この比喩を、政治的中立性に当てはめるのは不適切である。上記の引用で丸山が批判した、一見すると政治的中立のようにみえる立場は、まさにこの悪い比喩に相当する。

では、政治的中立性の原則とは何か。まず、政治的中立性を政治的党派性 (political partisanship) と対比するとわかりやすいだろう。政治的中立ではなく、特定政治的・党派的な立場というのは、自分の奉じる特定の唯一の政治的立場のみを語り、他のひとびとに対してその同じ政治的立場を奉ずるように誘導・教化 (indoctrinate) するものである。政治的に中立な立場というのは、これを全否定して、政治的立場についてまったく語らないことではない。むしろ、積極的・能動的に政治について論じること、複数の対立する政治的見解を提示し、それについて議論する機会を設けようとするものである。また、そこでは、個々人が自分自身の政治的見解を表明することも求められる。但し、自分の地位等を利用して、特定

<sup>11</sup> 因みに、メタ言明が、その考察対象と同じ性質をもつ場合とまたない場合がある。例えば、論理を対象として考察するメタ論理は、それ自体、論理的であり、論理と同じ性質をもつ。他方、科学を考察の対象とする科学方法論ないし科学哲学は、それ自体としては、科学ではない。政治的中立性の原則は、前者に近く、政治的中立性というメタ政治的規則自体が、ある意味、政治的である。そこで、政治的中立性の原則だけを語るのであれば、それは党派的となり、したがって、政治的中立性の原則に反することになるだろう。では、どうすればいいのだろうか。答えは簡単である。政治的中立性の原則と競合する原則——例えば、「政治的党派性」の原則——を提示し、その両者を比較検討すればよい。しかし、後者の原則が愚かなものであることは、容易に見て取れるであろう。

の政治的見解の保持や特定の政党の支持を他者に強制 (force) しようとすることは、特定政治的・党派の政治教育 (political education) として、政治的中立性の原則を侵すものである<sup>12</sup>。

教育基本法の二つの原則について以上のように解釈すると、第1項、第2項とも、思想の自由を奨励する実践を保障するための規定であることが判明する。

教育の場面において、以上の議論を単純化して要約すると、次のようになる。政治的見解についてまったく教育しないのが、非政治的教育 (apolitical education, non-political education)。唯一の政治的見解だけを教育するのが、特定政治的・党派的政治教育 (partisan political education)。この二つの教育は、政治的教養の涵養の原則および政治的中立性の原則の双方と齟齬をきたす。他方、複数の政治的見解を提示し、各人にその批判的検討を促し、自分の良心に基づく政治的見解の選択を奨励するような政治教育を行うこと、これこそがまさに政治的に中立な教育 ((politically neutral education) と呼ぶのに相応しい教育であり、政治的教養の涵養と政治的中立性の二つの原則に合致するものである<sup>13</sup>。

### Ⅲ. 宗教教育と宗教的中立性

すでに述べたように、政治教育に関しては、新旧の教育基本法に内容の変更はなかったのだが、他方、宗教教育に関しては、中立性の原則を述べた第2項は、政治教育と同様、まったく変更がないものの、第1項は、意味内容の変更を伴う変更がなされている (変更部分を下線で示す)。

旧教育基本法  
(宗教教育)

第9条 宗教に関する寛容の態度及び宗教の社会生活における地位は、教育上これを尊重しなければならない。

2 国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。

新教育基本法 (現行教育基本法)

(宗教教育)

第15条 宗教に関する寛容の態度、宗教に関する一般的な教養及び宗教の社会生活における地位は、教育上尊重されなければならない。

2 国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。

現行の教育基本法の宗教教育では、第1項に、旧教育基本法にはなかった「宗教に関する一般的な教養」という新たな文言が付加されている。これは、新旧の政治教育に関する条文の第1項の「政治的教養」に対応する教育が、宗教教育においても規定された格好になっている。この変更は、実にきわめて重大な根本的変更にもなりうるものである。民主主義社会においては、個々の市民が政治に関心をもち、自らの政治的見識にしたがって、私的領域だけではなく公共的領域においても、主体的・能動的に政治参加することが要請されており、したがって、公教育上、「政治的教養の涵養の原則」(第1項)が不可欠であるのに対し、宗教に関しては、必ずしもそれがあてはまらないからである。宗教教育 (非宗教教育、反宗教教育も含む) が、もっぱら家庭教育に属する事柄であって、公教育に相応しい事柄ではないことも自明の理であろう。実際のところ、子どもは就学以前からすでに、それぞれの家庭や地域において、何らかの具体的な宗教的信念・宗教的行為・宗教的儀式に触れて育つからである。しかも、民主主義社会においては、万人が政治的人間であることが要請されるが、万人が宗教的でなければなら

12 新注：M. ウェーバーの「価値自由性 (Wertfreiheit)」は、この文脈で理解すると意義深いものとなる。彼は政治的活動に積極的な人物 (political activist) であった。そうした彼の政治的立場を、大学教授としての立場を利用して学生に押しつけないように節制し、さらにまた、学生個々人が抱く政治的見解を保障し、尊重しようとする態度を確保するのが、かれの提唱する「価値自由性」の原則である。マックス・ヴェーバー、『社会科学と社会政策にかかわる認識の「客観性」』、岩波文庫と、かれの『職業としての学問』、岩波文庫とを合わせ読むと、かれの意図を汲み取れるのではないかと思われる。この観点からみると、特に社会科学の分野で価値判断のともなう問題に関して、例えば、試験で教員の見解と同じ見解を回答しなければ、学生に単位を与えないような教育はもってのほかということになるだろう。

13 参考文献：

MARUYAMA, M. (1996a) 丸山真男, 「思想と政治」(1957年), 『丸山真男集』, 第七巻, 1996年, 111-49ページ, 岩波書店 (東京)

MARUYAMA, M. (1996b) 丸山真男, 「現代における態度決定」(1960年), 『丸山真男集』, 第八巻, 1996年, 301-17ページ, 岩波書店 (東京)

MILL, J. S. (1980) *On Liberty*, Harmondsworth, UK: Penguin Books (first edition 1859).

POPPER, K. R. (1963) *Conjectures and Refutations: The Growth of Scientific Knowledge*, London: Routledge and Kegan Paul.

POPPER, K. R. (1966) *The Open Society and Its Enemies, Volume 2 – The High Tide of Prophecy: Hegel, Marx, and the Aftermath*, London: Routledge and Kegan Paul (first edition 1945).

ないということではない。どの時代、どの社会においても、無宗教の人間や反宗教的な人間は存在するし、とりわけ、民主主義社会においては、そのような人間の存在が否定されたり、排除されたり、抑圧されたりしてはならないのだ。したがって、宗教に関する規定は、政治に関する規定と同様にする必要はないし、同様の規定にすることは、むしろ、信教の自由や民主主義の原則に抵触するものともなりうる危険性すらはらんでいる。だからこそ、旧教育基本法では、「宗教教育」は、禁止とまではいかにしても、かなり制約されていたはずなのである。しかしながら、この変更によって、宗教教育の導入・指導がありうるようになってしまったのである。現時点では、教科としての「宗教教育」は存在しないが、高等学校では、特に「倫理」が宗教教育の受け皿になる可能性がこれまで以上に強くなってしまったとみることもできる。

Ⅱ. 教育における政治的中立性で、民主主義社会における、党派的政治教育ではない政治教育を積極的に行うことの意義の観点から、その積極的な政治教育が政治的中立性の原則と抵触しないどころか、それと合致し、しかもそれがうまく機能するような教育の方策について考察したが、そこでの提案は、宗教教育においては、それを機能させることがきわめて困難であるように思われるし、しかも、積極的な政治教育は重要不可欠あるのに対して、宗教教育はそうではないという点で、対称的には論じられないのである。そこで、以下では、教育における政治的中立性と関連づけながらも、それとはやや異なる観点から、教育における宗教的中立性について考察することにしたい。

## 宗教教育の種類

宗教教育の種類については、注4で言及した藤原聖子の著書が参考になる<sup>14</sup>。日本では、もっとも一般的に、宗教教育は三つに分類されているという。特定の宗教への信仰を育むための教育としての「宗派教育」、特定の宗教に限定されない宗教的情操を養う教育としての「宗教的情操教育」、宗教に関する知識を歴史等の一般教科<sup>15</sup>で客観的に伝える教育としての「宗教知識教育」であり、宗教知識教育、宗教的情操教育、宗派教育の順に宗教色が濃くなるという。

旧教育基本法においても、現行基本法と同様、教育上尊重されなければならない事柄として、「宗教に関する寛容の態度及び宗教の社会生活における地位」が言及されていたので、それを実践するために必要な宗教に関するなにかの知識の教育という、きわめて限定的な意味で、「宗教知識教育」が認められていたのは当然であろう。宗教の「しゅ」の字も知らなければ、宗教に関する寛容の態度や宗教の社会生活における地位の尊重などできないからである。しかしながら、旧教育基本法における「宗教教育」では、宗派教育はもちろん、宗教的情操教育も現場で教える必要がなかったことは言うまでもない。

## 現行教育基本法において認められる「宗教教育」

宗派教育が、現行教育基本法においても認められていないのは当然である。それは、新旧同様の規定となっている「国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない」の条文に照らせば明白であり、議論するまでもないだろう<sup>16</sup>。

<sup>14</sup> 藤原、前掲書、viii-xii ページ。

<sup>15</sup> 藤原は、一般教科として、歴史に言及しているが、歴史教科書における「宗教教育」についてはここでは扱わない。宗教教育が問題になるのは、むしろ、公民教科の倫理のほうである。因みに、道徳の教科化の問題も浮上している。「教科」かそうでないかは決定的に異なる事態である。現在の日本では、教科になると検定教科書が作成され、しかも、教科書の内容に関するテスト等によって成績評価がなされるからである。学校教科書のもつ影響力の大きさは強調しても強調しすぎることはないだろう（但し、試験の前に一夜漬けて教科書の内容等を丸暗記し、答案にそれを吐き出した後には、そのすべてが頭からさっと消えてしまうような場合には、あまり影響はないかもしれないが）。公民教科の倫理は、宗教教育と道徳教育の双方と強く関連づけられてしまう立場にさらされている事実にもっと注目すべきだろう。すでに言及したように、戦前の「国家神道」は国民道徳だとされ、宗教に分類されなかった歴史があった（戦後、「神道」は、宗教法人として認められている事実だけでも明白のように、宗教とみなされるようになったのだが）。その戦前の見方が戦後になってもまだ色濃く残っているとイえるかもしれない。だからこそ、倫理の教科書では、日本人の倫理観・道徳観を記述する際に、神道的観念が比較的多く語られているのだ。今後、もし道徳が教科化されるような事態になったとしたら、検定教科書によって、特定の宗教が道徳の名目で教育される危険性がある。

<sup>16</sup> 言うまでもないが、私立学校は別である。また、もし公立学校で「宗派教育」を行うのであれば、カトリック、プロテスタント、ユダヤ教、その他（イギリスでは、無神論も含む）といった各宗教・宗派等の授業を生徒に選択させて教育するようなイギリスやドイツの宗教教育は一案であるが、日本の場合、仏教の各宗派、キリスト教の各宗派、神道、さらには数多ある新宗教、新々宗教等の教育指導者を教育現場に揃える必要が生じることになるだろう。もし生徒の選択によって仏教の宗派教育が行われると、結婚した女性は、嫁ぎ先によっては、宗派が変わって当たり前という慣行の問題性が浮き彫りになるかもしれない。

では、現行教育基本法第15条第1項で、新たに付加された「宗教に関する一般的な教養」としての「宗教教育」の中に、宗教的情操教育は含まれ、認められているのだろうか。端的に、筆者の答えは、「ノー」である<sup>17</sup>。2006年の新教育基本法制定に際して、宗教教育推進派が、「宗教的情操教育」導入の好機と捉えて、「宗教的情操教育」の文言を盛り込もうと積極的に働きかけたのは周知の事実であるが、「宗教的情操教育」という文言は、最終的には新教育基本法に盛り込まれなかった。「宗教的情操教育」という文言が規定に盛り込まれていない以上、規定上、許されない教育であるとみなすのが論理的であろう<sup>18</sup>。

宗教教育の中で、宗派教育と宗教的情操教育が除外されるとすれば、残るのは「宗教知識教育」ということになる。II. 教育における政治的中立性、で論じたように、政治教育の場合には、「政治的教養の涵養の原則」と名づけた「良識ある公民たるに必要な政治的教養」を培うための政治教育は、「政治的中立性の原則」と矛盾せず、しかもそれを効果的に実践するための方策として提案した政治教育——複数の政治的見解を提示し、各人にその批判的検討を促し、自分の良心に基づく政治的見解の選択を奨励するような政治教育——は、政治的に中立な教育と呼ぶのにも相応しい教育であり、「政治的教養の涵養」と「政治的中立性」の二つの原則に合致するものであった。ところが、宗教教育の場合には、宗教教育を宗教知識教育に限定して解釈した「宗教に関する一般的な教養」のための宗教教育ですら、「宗教的中立性の原則」に抵触しないような教育を行うことはきわめて困難なのである。

### 政治教育の宗教知識教育への適用

複数の政治的見解を提示し、各人にその批判的検討を促し、自分の良心に基づく政治的見解の選択を奨励するような政治教育の方策をそのまま宗教知識教育へ適用すると、次のようになるだろう。

複数の宗教的見解を提示し、各人にその批判的検討を促し、自分の良心に基づく宗教的見解の選択を奨励する

ような宗教教育である。

しかしながら、宗派教育や宗教的情操教育を回避しようとするこのような宗教知識教育ですら、実はいまも機能しないのだ。具体例を示しながら、それをみていくことにしよう。

### 政治的問題と性格を異にする宗教的問題

一般的に言って、複数の政治的見解というのは、特定の政治的問題、政治的懸案事項のそれぞれに対する競合する解決策としてみることが可能である。現在進行中の政治的問題を挙げれば、例えば、原発問題、TPP交渉問題、特定秘密保護法案問題、天皇の政治利用の問題、憲法改正問題、解釈改憲による集団的自衛権問題、代理母の問題、社会保障制度の問題、減反政策廃止の問題、領土問題、等々である。これらの問題のそれぞれに対して、その解決策として、複数の競合する具体的な政治的見解が存在する。その中には、各政党の見解も、当然、含まれているが、政党以外における多種多様な見解も含まれている。上記の問題に限っても、それらすべての問題に対する望ましい解決策が、ただひとつの政党やただひとりの政治家によって提起されることなどありえないと言ってよいだろう。この点だけからみても、党派的な政治教育はありえないし、筆者が提案する政治教育の方策では、党派的な政治教育にはなりえないことがわかるだろう。

民主主義社会では、人の支配ではなく、法の支配が徹底しており、政治権力を握っている政府およびその指導者は、国会（議会）で審議・承認されて成立した法律にしたがって、政治を行うことになっており、したがって、どのような法案を法律として認めたらよいかを見極めることが、日本という政治的共同体の構成員にとって重要な問題であり、しかも、政治的問題・争点はきわめて明確に具体化できるようになっている。また、個々の政治的問題に取り組む際、問題の背景を探るために、その歴史をたどることが必要になる場合もあるかもしれないが、政治的問題は、歴史的問題というよりは、むしろ将来を見据えた現在的問題だといえるだろう。さらに、こ

17 藤原は、宗教的情操教育をまったく排除しているわけではなく、むしろそれを積極的に認めている節もある。前掲書、187-194 ページ。他方、その書評的著書を執筆した小河原は、全般にわたって、それに反対する考察を行っている。小河原誠、『宗教知識教育の理念と方法—批判的合理主義の観点から—』、キンドル版、2013年、参照。

18 佐々木幸寿は、憲法上、改正法（現行教育基本法）上、国公立学校において宗教的情操教育が禁止されているのだろうかという問題を立て、旧教育基本法においてもそれが認められていたと主張する旧教育基本法9条第2項に関する行政実例の解釈に依拠して、肯定的に答えている。佐々木幸寿、前掲書、89 ページ。しかしながら、宗教教育に関して実は曖昧であった旧教育基本法の場合とはかきとして、新教育基本法では、「宗教的情操教育」ではなく「宗教に関する一般的な教養」という文言を導入することによって、むしろ宗教的情操教育の排除が明確に示されたのだと解釈し直すことも可能である。喧々諤々の議論の末、結局、「宗教的情操教育」という文言は排除され導入されなかったのだから。但し、私見が、2003年3月の中央教育審議会答申「新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画の在り方について」と異なるものであることもお断りしておく。

うした政治的問題は、全面的ではないとしても、できるだけ合理的な解決が求められるものでもある。したがって、政治的問題は、政治教育の方策として提案した、批判的検討に基づく、各人の選択に相応しい問題でもあるのだ。

では、宗教的問題のほうはどうだろうか。ある意味、政治的問題とは、ことごとくその性格が異なるのが、宗教的問題だとも言えそうである。日本という政治の共同体の構成員にとって重要であり、しかももっぱら宗教的問題であると言い切れるような宗教的問題（宗教内在的な宗教問題）は存在するのだろうか？宗教的問題は、政治的問題とは反対に、主として、それぞれの宗教・宗派によって異なる、特定宗教的・特定宗派の問題のように思われる。例えば、人工妊娠中絶問題は、共通の政治的問題にもなりうるし、実際にそうになっているが、しかし、カトリックにとっては宗教的問題であるとしても、仏教ではどうであろうか。仏教では、宗派によっては宗教問題になるかもしれないが、宗教的にまったく問題とされない宗派もあるし、さらには、同じ宗派の人間同士の間でも、それに対する宗教的見解が異なったりもするのが現実である。したがって、宗教的見解を宗教的問題の解決策とみなそうとすることにはどうも無理がある。また宗教問題は、できるだけ合理的な解決が求められるものだとも言いきれない。逆に、宗教と非合理性は密接な関係にあるとすら言えなくもない。さらに宗教的問題は、それぞれの宗教が成立して以来、ずっと継続している歴史的問題だともいえる。例えば、「イエス・キリスト」とはどのような存在かという問題は、キリスト教成立以来、何千年と続いている。しかも、宗教の多くは、長い歴史の伝統を背負っており、膨大な宗教的見解の蓄積がある。かりに宗教的見解を宗教的問題の解決策とみなしたとしても、その長い歴史の伝統に目を向けない限り、宗教的問題も宗教的見解も理解することはできないだろう。例えば、倫理の教科書では、キリスト教については、人物に限っても、イエスやパウロから始めて、アウグ

スティヌス、トマス・アクィナス、ルター、カルヴァン、パスカル、シュヴァイツァー等、古代から現代に至るまでの人物が言及されているが、ユダヤ教については、人物として言及されるのはモーセぐらいで、カトリックのトマス・アクィナスとよく比較されるユダヤ教のマイモニデスすらまったく言及されていない<sup>19</sup>。例えば、神に対してどのようなアプローチをするのが適切かという問題は、ユダヤ教とキリスト教に共通する宗教的問題であり<sup>20</sup>、しかも、ユダヤ教やキリスト教を理解するうえで、きわめて重要な宗教的問題なのだが、もしこの問題を取り上げて、それに対する競合する宗教的見解を検討するのであれば、マイモニデスは不可欠である。したがって、この問題だけに限っても、倫理の教科書は、複数の競合する宗教的見解を提示すべきだとする「宗教的中立性」の原則に反していると言わざるをえない。この事例を一般化すれば、宗教教育を宗教知識教育に限定したとしても、宗教的中立性の原則に抵触しないような教科書を執筆するのは至難の業であることがわかるだろう<sup>21</sup>。もし宗教的中立性の原則に抵触しないやり方で、宗教知識教育が含まれるような倫理の教科書を執筆するのであれば、歴史はできるだけ捨象し、現存する諸宗教の現状に関する事実的情報をできるだけ客観的かつ公平に提供するぐらいしかできないのではなからうか。しかも、宗教的中立性の原則に則ろうとした場合には、公立学校における宗教教育は、むしろその程度で充分だとも言えるかもしれない。

#### 日本における宗教に対する態度：宗教に関する寛容および宗教の社会生活における地位

学生に「あなたの宗教は？」と尋ねると、多くの場合、「無宗教です」とか「無神論です」といった答えが返ってくる。そこで「では、あなたの家の宗教は？」と尋ねると、「自分は信じているわけではないのですが、家は仏教です」とか「曹洞宗です」と答える。「信じていないなら、法事や墓参りはしないの？」と皮肉まじりの質

<sup>19</sup> 10年以上前になるが、「宗教的中立性」と関連するものの、「偏向」というそれとは少し別の観点から、高等学校の倫理の教科書における、宗教の記述の仕方を批判的に考察したことがある。拙稿、「高等学校教科書のユダヤ教に対するキリスト教的偏向について」、『比較思想研究』、第26号、別冊、比較思想学会、1999年、37-41ページ。そこで私が主張したのは、偏向が回避可能であるということではない。むしろ、キリスト教徒が、ユダヤ教よりキリスト教のほうがいい宗教だと主張したり、逆に、ユダヤ教徒が、キリスト教よりユダヤ教のほうがいい宗教だと主張したりすることは、ある意味、当然である。しかしながら、日本の教科書の問題は、ほとんどの日本人はキリスト教徒ではないにもかかわらず、教科書が、無意識のうちに、キリスト教的立場を採用しているという事実である。教科書執筆者は、自分の書いた文章が記述的（descriptive）だと思い込んでいるが、実際には、規範的（prescriptive）になっていることに気づいていないことが問題なのである。藤原も、前掲書で類似の指摘をしている。

<sup>20</sup> この問題であれば、仏教の開祖とされるゴータマ・シッタッタや他のいろいろな宗教も議論に参加できるかもしれない。無神論者の議論もそれに関わってくるだろう。

<sup>21</sup> 藤原も、過去および現在の教科書の記述がすでに、政教分離の原則や宗教的中立性の原則から逸脱していることを指摘している。前掲書、iii- vページ。その具体例の指摘やその原因の詳細な考察が1～4章で行われている。



問をすると、その場合、きまったように「法事も墓参りもする」と言う。仏壇や神棚がある家（実家）も少なく、日常、仏壇や神棚に手を合わせたりするという学生も多い。神社で七五三を祝ってもらったり、初詣に行ったりもしている。キリスト教徒や創価学会員等は別にして、多くの日本人が、「家」としてであっても、仏教の特定の宗派に属していることも事実であり、あえてその特定の宗派から離脱し、無宗教・無宗派を公言する人間はほとんどいないと言ってよいだろう。仏教にせよ、神道にせよ、祖先祭祀が日本におけるきわめて強固な宗教だとすれば、多くの日本人は宗教的であって、その良し悪しは別にして、宗教は社会生活の一部として根づいており、その地位は十分確保されているといえるだろう<sup>22</sup>。

一般的に言って、日本人は、自分では気づいていないかもしれないが、遺骨・位牌、仏像、仏壇、神棚等に特別の感情を抱いている。日常生活において、紙を破いたり木を切ったりすることに抵抗を感じない人間でも、遺骨を手でつかんだり、位牌や仏像を壊したりすることには抵抗感があるどころか、むしろそれらを大事にする気持ちのほうが強いのが普通であろう。この事実だけでも、多くの日本人は宗教的である。また、仏教や神道以外の宗教に対する多くの日本人の対応の仕方は、寛容の態度や敬意の表明と言いつけるかどうかは議論の余地があるけれども、ある意味、仏教・神道以外の諸宗教を尊重する傾向もみられる。このような独特な宗教的雰囲気がある社会においては、日本人が、例えば、イスラムのタリバン勢力が仏像を意図的に破壊するといった、他の宗教に対してきわめて非寛容な行動を起こすことなどほとんど考えられない。

欧米では、反キリスト教的、反宗教的キャンペーンを張った著書が出版され<sup>23</sup>、センセーショナルな議論が卷

き起こったりするが、日本ではどうだろうか。翻訳書の出版はあるものの、日本人の手による反宗教的著書が出版され、ひとびとの注目をとおいに集めるといったことは、寡聞にして知らない。こうした事情を鑑みると、公立学校において、宗教に関する寛容の態度及び宗教の社会生活における地位を尊重するためと称して、「宗教知識教育」を取り立てて積極的に行う必要もほとんどないのではなかろうか。

最後に政治的中立性と宗教的中立性の一致点と相違点を要約しておこう。政治教育においては、法律に定める学校が特定党派的政治教育を行うことと、宗教教育においては、国及び地方公共団体が設置する学校が特定宗派的教育を行うことは、そのどちらも中立性の原則に抵触するという理由で、政治教育においては党派教育が、宗教教育においては宗派教育が、否定的に排除されているという点では共通しているといえる。しかしながら、政治教育においては、法律に定める学校（私立学校も含まれる）で、政治的問題に対する解決策としての複数の競合する政治的見解を提示し、各人にその批判的検討を促し、自分の理性・良心に基づいた、政治的見解の主體的な選択を奨励するような政治教育を積極的・肯定的に推進することは、政治的教養の涵養の原則に合致し、しかも政治的中立性の確保につながるものでもある。ところが、宗教教育においては、宗教知識教育に限定した宗教教育であっても、国及び地方公共団体が設置する学校（私立学校は含まれない）で、宗教的中立性の原則に抵触しないような宗教教育を行うことはきわめて困難であり、「宗教に関する一般的な教養」を涵養する教育を推進しようとするほど、ますます宗教的中立性の確保が難しくなっていくのである。

<sup>22</sup> 拙稿、「民法、祖先祭祀条項に関する倫理的一考察」、『秋田大学教育文化学部研究紀要』、第65集、2010年、19-32ページ、参照。因みに、両親の死を契機に、日蓮宗の寺と縁を切った私は、現在、どの宗教・宗派にも属しておらず、法事や墓参りはしないし、神社仏閣にたまたま行く機会がある場合にも、そこで拜んだりしない。自宅には、仏壇も神棚もない。

<sup>23</sup> 若干、例を挙げると、ニーチェ、「悦ばしき知識」、「善悪の彼岸」、「反キリスト者」、『ニーチェ全集』、理想社、バートランド・ラッセル、大竹勝訳、「なぜ私はキリスト教徒でないか」、『宗教は必要か』、荒地出版社、1959年、「Richard Dawkins, *The God Delusion*, Black Swan, 2007（邦訳、リチャード・ドーキンス、垂水雄二訳、『神は妄想である—宗教との決別』、早川書房、2007年）、Hans Albert, *Traktat über Kritische Vernunft*, J. C. B. Mohr, 1975（邦訳、ハンス・アルバート、萩原能久訳、『批判的理性論考』、御茶ノ水書房、1985年）、W. W. Bartley, III, *The Retreat to Commitment*, Second edition, Open Court, 1984、バート・D. アーマン、松田和也訳、『破綻した神キリスト』、柏書房、2008年。